

災害時における狛江市とハーティネス狛江との
要介護高齢者の安否確認等に関する協定書



狛江市（以下「甲」という。）とハーティネス狛江（以下「乙」という。）とは、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う市内の在宅サービス利用者の安否の確認、在宅サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（安否の確認等）

第3条 乙は、災害が発生したときは、在宅サービスを利用する市内に住所を有する者（以下「利用者」という。）の安否を確認するものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、甲に報告するものとする。

3 前項の規定による報告は、別記の事項を記載した書類を甲に提出（電子メール又はファクシミリによる送信を含む。）することにより行うものとする。

4 乙は、災害が発生したときは、利用者の避難所への避難誘導（救出及び救助を含む。）を行うものとする。

（サービス提供）

第4条 甲は、前条第2項の規定により報告された内容により、必要に応じて、利用者の居宅又は避難所等で、居宅介護支援、訪問介護（以下「訪問サービス」という。）の提供を乙へ要請する。

2 乙は、甲から要請があったときは、甲が開設する福祉避難所等における訪問サービスの提供に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、事業者が前条に規定する訪問サービスに要した経費（介護保険法（平成12年法律第123号）第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第6条 訪問サービスの提供に従事した事業者の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができないときは、甲が、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、損害補償を行うものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、災害に関する情報の連絡体制を整備するため、当該整備に関する方策について協議し、別途、定めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(訓練等)

第9条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、第3条に規定する安否確認等及び第4条規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

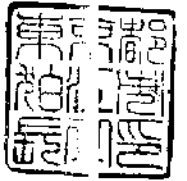
(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

別記

- 1 報告年月日及び報告時刻
- 2 事業所名
- 3 所在地
- 4 電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
- 5 使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
- 6 安否確認（連絡）できていない利用者
（氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
- 7 安否確認（連絡）できた利用者
（氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
- 8 訪問サービスの提供が可能な者
（契約している利用者氏名、住所）
- 9 利用者以外の訪問サービス提供可能人数

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。



令和5年 1月 13日

甲 東京都狛江市和泉木町一丁目1番5号

狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都狛江市西野川四丁目27番3号

株式会社 Ooitto
ハーティネス狛江

代表取締役 大内

